

会 議 記 録

会議名称	平成 26 年度第 5 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 27 年 2 月 4 日 (水) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 57 分
場 所	東棟 4 階 庁議室
出席者	<p>【委員】 山本、伊関、奥、田淵、七松</p> <p>【区側】 政策経営部長、総務部長、企画課長、行政管理担当課長、 総務課長、定数・組織担当課長</p>
配布資料	<p>資料 1 平成 26 年度外部評価及び所管の対処方針(案)</p> <p>資料 2 平成 26 年度杉並区外部評価委員会報告書 構成(案)</p> <p>資料 3 平成 26 年度外部評価の総括意見記載表</p>
会議次第	<p>開会 議題</p> <p>(1) 平成 26 年度行政評価に対する外部評価(外部評価と所管課対処方針)</p> <p>(2) 平成 26 年度外部評価のまとめ</p> <p>(3) 平成 27 年度の区の取組と行政評価</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>

○会長 それでは、ただいまから平成 26 年度の第 5 回目の外部評価委員会を開きたいと思いをします。

本日の議題は、我々外部評価委員会として最も重要な「平成 26 年度行政評価に対する外部評価」についてご審議を賜りたいと思いをします。

それではまず、資料の確認につきまして担当課長の方からよろしくお願いをいたします。

○行政管理担当課長 行政管理担当から本日の資料の確認をさせていただきます。

席上に配付させていただいておりますのは、次第にも記載のとおりですが、資料 1 「平成 26 年度外部評価及び所管の対処方針（案）」。それから、それに伴いまして、皆様にはデータで既にお送りしておりますけれども、参考として施策評価表等をお配りしております。

それから、資料 2 といたしまして、「平成 26 年度杉並区外部評価委員会報告書 構成（案）」でございます。

それから、資料 3 が「平成 26 年度外部評価の総括意見」。こちらは、最終的に杉並区外部評価委員会報告書の一番後ろの方のページに、施策評価・事務事業評価・財団等経営評価に対する外部評価について総括的なご意見をいただくということと、杉並区の現在の行政評価制度に対して少し大きな視点からご意見をいただくという 2 点となっておりますので、大変恐縮ではございますが、3 月 2 日（月曜日）厳守ということで、こちらもそれから調整に入らせていただきますので、よろしくお願いをしたいと存じます。以上でございます。

○会長 資料等に漏れがございましたらおっしゃっていただければと思いをします。

それでは、本日の議事に入るわけなのですが、時間の進行管理上、大きく 3 つに分けて議論を進めていきたいと思いをします。

最初は、資料 1 にもありますように、保健福祉部関係で一区切り、次が都市整備部と環境部、これで第 2 グループですね。最後が総務部、区民生活部、教育委員会事務局、こういうふうに 3 つに区分をして議論を進めていきたいと思いをします。それで、区の補足説明等で所管課長にもわざわざ今日お越しいただいておりますので、若干の補足説明なり応答をする時間があるかもしれません。

まず最初に保健福祉部。ご多忙中ありがとうございます。

保健福祉部で今回対象となっておりますのは、施策 16 と事業 560、そして、経営評価の社会福祉協議会の 3 件でございます。

最初に、それぞれご担当いただいた委員の方から、若干補足の説明等がございましたら——先に全部まとめてやりますか。それからですね。

では、施策 16 について、〇〇委員から。

〇委員 施策 16 について評価をさせていただきました。この「外部評価」という 2 ページのところです。

医療・福祉関係については、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によって、2015 年から 2025 年に向けて、第 1 次ベビーブーム世代が 65 歳から 75 歳の後期高齢者になっていき、急激なスピードで高齢化が進むことが予測されているのに対して、杉並だけではないのですけれども、多くの行政職員は、そのスピードの速さに対して鈍感であると感じています。逆に言えば、一步前倒して超高齢化対策を進めていかなければならないのに、大丈夫なのですかとあちらこちらで言っています。

杉並の方は、今回、地域包括支援センターの職員を 4 名から 5 名にふやしていますが、今まだ 3 人でやっている自治体が多数あります。それから比べると非常に評価する試みをされているのですけれども、全体とすると、さらに危機感を持って、杉並区として高齢社会に対するモデル施策を展開していただきたいという希望のもとで評価をいたしました。

基本的には、福祉施策に関する評価指標等は、将来への対応という点ですので、指標になじまない部分も正直あります。実際のデータで見ますと、先ほど言いましたように、地域包括支援センターの職員をふやすことについては高く評価をさせていただきました。

課題なのは、いかに福祉サービス提供者の能力向上を図るかです。量をふやすという単純な指標だけでは見えない部分がある。介護保険制度が民間中心になっていますので、福祉サービス提供者の資質向上、能力の向上については指標化は難しいです。介護保険制度の診療報酬では福祉サービスを提供する職員の能力向上の部分までは十分対応できない。

都内だと地価も高いですし、様々なコスト増の要因もあるので、職員の資質能力向上のための十分な予算を各事業者が確保することは相当難しいと考えます。公的な部分で福祉サービス提供者のスキルアップ部分、処遇改善等の部分もありますけれども、何よりもスキルアップ部分については優先的に財源の投入をして全体の資質向上を図っていくことが

必要と考ます。この辺は指標では全く見えてきません。実際、指標で言えば、例えば認定資格とか、研修の受講回数とか、指標はあるとは思いますが、職員の研修に対する満足度指標とか、そういうものも含めて一人一人の能力をいかにアップさせるかという観点から、研修等の費用についてはもう少し財政投資が必要だと思います。

対処方針について見させていただきましたところ、ふやせというのも減らせというのも行政にとっては急に対応するのは難しいということで、実際に対応できている地域包括支援センターについては書きぶりが非常にシャープに書かれていますけれども、後半部分のスキルアップについては、書いてある外部評価に対しては十分な対応ができていないと思います。すぐ予算化できる内容でもありませんし、こういう意見を踏まえて、来年度以降の職員の資質向上、行政職の職員については研修は十分できますけれども、外部委託先、業務委託先、指定管理も含めて、そういう職員の処遇、専門職の処遇、能力向上というものについて、重要な課題だと思いますので、ぜひ取り組んでいただければと思っています。以上です。

あともう一つ、社会福祉協議会も私の担当なので続けます。

同じ視点でやっております。基本的には社会福祉協議会に経営改善の観点を求めることも重要なのですが、10年後の急激な高齢化が待っています。10年後に対応するには、地域コミュニティの力を充実させることも重要ですし、社協の役割が高まってくるのは確実であると考えます。その期待に対して、これも全国の社協なのですが、現状維持で十分対応できていないことを全国で見ていると感じます。

その中で、限られた財源の中でスタッフを1名ふやしたことについては評価できると思います。この増員について、1名だとなかなか見えてきませんが、増員したことによってどれだけの成果があったか。またさらに1人、2人とか、10人単位でもいいですが、人をふやすことによってどれだけ杉並の地域福祉の質が上がるかということを目に見える形できちっとレポートに出していただいて、将来への対応をしていただくことは期待したいと思います。要は減らせじゃなくて、ふやさなければならないときはふやさなければならない。医療・福祉についてはふやすべき時期に来ていると私は思っています。以上です。

○会長 では、残りの施策を構成しない事務事業「国民健康保険一般療養の給付」につい

て、私の方からご報告をいたしたいと思います。

資料にもございますとおり、区の内部評価、自己評価においてもほぼ同じようなことが記載されているわけなのですけれども、国民健康保険というのはいろいろ難しい問題をはらんでいると同時に、今、〇〇委員からお話があったように、人口構成の関係から、高齢化あるいは医療の高度化でどうしても増額傾向にある中で、これをどうやって適正な水準にコントロールしていくかは国全体の問題であると同時に、杉並区の全体においても大きな介護政策であるとか、あるいは場合によってはほかの福祉政策とも関連するので、重要であると思って選んだわけでございます。

給付件数等から見ていきますと、計画に対して実績は若干下回っておりますので、そういう意味では適正な執行がなされたとも思われるわけなのですが、一方においては、ここにもありますとおり、1人当たりの費用額は、やはり高度化の影響なのか、あるいは予防対策が不十分であったのかわかりませんが、計画値を少し上回っています。

ここら辺についてはいたし方ないという解釈もできるのですけれども、なるだけ計画のときの想定値は、どれぐらいの方がどういった医療を受けられる可能性が高いかというようなことについては確かに不確定要素は多いのでございますけれども、それなりの想定をしておいて、実績のいろいろなレセプト等が入手可能な状況になってきつつありますので、そこら辺の管理体制も区のレベルにおいてもやっていただくと、今後の適正な管理に資するのではないかという問題意識のもとに書いてあるということで、対処方針についてもそんなところだろうなというのが正直なところであります。

ただ、いずれにしてもこれは非常に金額が多くなっておりますし、今後とも費用が増額する傾向にありますものですから、利用する方のサービスを確保しつつ、なるべく低減と健康増進に努めていただけるような、もう少しきめ細かい中身の検討が必要ではないかということでございます。

では、ほかの委員の方から、自分としてはこういうことをやはり盛り込んでほしいとか、あるいはここは意見が少し違うので確認させてくれというご意見があればおっしゃっていただいて、なければ区の方から、もうちょっとここら辺の事情をご説明したいということがあればうかがうということで臨みたいと思います。

〇委員 1つだけ。国民健康保険については代表的な指数があります。医療費の地域差指

数については歴年できちんと追っておくべきだと思います。計算方法が途中で変わったので、たしか平成 20 年から医療費ベースとして追えたはずですが。その指数で杉並は平成 24 年度で 0.926 と低い状況にありますこれから国民健康保険の保険者機能が都道府県に移行することがほぼ確実な中で、当面は杉並区の財政負担は軽くなる可能性が高いと思います。

その一方、国民健康保険自体は単なる杉並区が軽ければいい、重ければいいという話ではなくて、国民全体の相互扶助の観点から、できるだけ各地域が安上がりな医療をして、国保財政を維持していくという視点が必要です。そのために住民への啓発や医療者との連携、そういうものを含めてできるだけ適切な医療を提供していく。

単に医療費を切り捨てるのではなくて、私は夕張の仕事をやっていたのですけれども、医療のむだ遣いの後は急激な削減が待っているので、できるだけ持続可能性のある、効率的な、知恵のある医療の使い方をすることが必要だと考えます。そのために地域差指数を絶えず意識して適切な医療を、例えば 23 区または全国の自治体との比較の中で適切な医療体制の提供、また、健康づくり等を含めた住民の適切な受診を地域全体でつくっていく仕組みを構築することが必要です。

昭和 34 年に国民健康保険が東京 23 区で導入されて以来、その以前は、商業労働者を中心として無保険の状態でした。そのときは、商業労働者で国民健康保険に入っていない人たちは病気になったら生活保護に転落する以外になかったのです。それは 50 年前の話でしかありません。そういう状態に戻さないためにも、国民健康保険を社会の財産と考えて、適切な制度の維持について努力をしていただければなと思います。

○会長 それは全く同感であります。

ほかの委員の方……。

では、区の方から補足説明等がもしございましたら、どうぞお願いいたします。

○国保年金課長 今、委員がおっしゃられたとおり、人口の問題、医療の高度化等で医療費が上がっているところで、国の社会保障審議会の中でも構造的問題はいろいろ話されているところです。それもそうなのですから、国保は財産としてということでおっしゃられたのはそのとおりで、また、地域差指数を把握してというのもそのとおりで、もう本当におっしゃられたとおり、重々知っております。

対処方針で、来年度中に疾病別や年齢別、他区との比較等、医療費分析を行うと書いて

ございますけれども、これは既にもう始めております。データはどうあるものかということで、大方こういった冊子にしてまとめて今後の方向性をつくっているところです。

また、先ほど会長から 1 人当たりの医療費が上がっているということは、生活習慣病の中でも糖尿病、とりわけ腎症までいってしまっていて、透析にいった場合には 1 人当たり年間 500 万円以上かかると。それが微増であっても、1 人当たりの金額が高いので、こちらに重点的に取り組むということで、昨夜も医師会と調整してきたのですけれども、保健所と連携しまして、生活習慣病の改善でいろいろ事業を展開していく予定でございます。

また、相互扶助といいましても、医療機関というわけではなく、柔道整復等で不正な取り扱いも見られますので、そういったところにかかっている被保険者にチェック機能を持たせるということで、昨年からアンケート調査を行ったりしまして、それが抑止効果として働いていまして、5 年間、右肩上がりできた柔整・あんま・マッサージ等の費用につきましても 2,000 万円以上の効果が上がっております。

また、ジェネリック医薬品につきましても、年 3 回通知を出しているのですけれども、こちらの方も通知を出すたびに効果があるので、回数もちょっと見直せばいいなということで、PDCA のサイクルに乗せまして、評価しながら今後の事業を考えていきたいと思っているところです。以上です。

○会長 ありがとうございます。

残りの社会福祉協議会等、施策 16 にも関係するのかもしれませんが。

○介護保険課長 私の方からよろしいですか。

「高齢者の在宅サービスの充実」について、地域包括支援センターの拡充というところではシャープな方針が出ているのですが、後段、職員のスキルアップ、研修のところはいま一つというご指摘をいただいたのですけれども、27 年度予算については、金額はそんなに大きくはございませんけれども、現行の研修費用の金額としましては、委託費として 2 倍の金額に増額をさせていただく予定で今予算を編成させていただいているところでございます。

それから、研修の講師の選び方につきましても、ノウハウのない職員ということではなくて、そういう介護、医療に関係した専門的なコンサルといいますか、そういったところも通じながら講師を選任していくという手法も来年度から取り入れていきたいと思ってお

りまして、研修については事業者の支援ということでさらに力を入れて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高齢者在宅支援課長 在宅サービスの充実について、シャープなという言い方をさせていただいて、○○委員にはモデル地区に足を運んでいただいて、現場を見ていただいた上でこういった意見をいただけたというのは本当にありがたいことだと思っています。

ただ、今回、20 所つけることができたというのはあるのですけれども、それまでにはやはり企画と財政の方ともいろいろ議論した結果ですので、それなりのしっかりした効果を求められていくのかなというところがございます。その辺、20 という数が多い中で、地域特性もありますので、連絡会とか、しっかり区の方もかかわりながら、効果が出るような形で進めていくことが一番重要なことなのかなと存じてございます。

○委員 1 つだけいいですか。お金をつけた以上は、人を張りつけた以上はぜひいい成果を出してください。

○会長 まあ、そこら辺はまた検討されるということですので、それはまた来年度の評価で。

社会福祉協議会について何か区の方から。

○管理課長 先ほど人員体制、増えていくニーズに対してきちんとした陣容をしいて対応する体制をつくっていかねばいけないというご指摘をいただきましたけれども、当然これから地域福祉の面でやらなければいけない課題が出てきますし、こちらの高齢者がやろうとしている地域包括の中でも重要な役割を果たすということは認識をしております。

ただ、増えるニーズに応えるために、当然人員の確保も必要なのですけれども、常勤の職員をふやすということも 1 つはあるかもしれませんが、社協として例えば来年度からは生活自立支援法に基づく事業なども受託をしております、そこで就労支援ですとか、家計支援ですとか、専門家で非常勤という活用も考えられるということで、それは委託料の中でそういったものを十分に雇えるような体制を区としても応援しているということもあります。

また、人員的な支援だけではなくて、例えば区の中で使われていない施設などを社協の自主的な取組に活用してもらって、そういった形でも支援をして、社協としてきちんと責任が果たせるような支援を区としてはやっていくというところでございます。

○会長 人によって言うことが違うのでちょっとよくわからないのですが、社会福祉法人は、会計的な基準、会計的にこれは出てきたにすぎないという説と、財務省の言うようにやっぱり財源の余裕、内部留保があるのだという説と 2 つあって、両方とも半分ずつぐらい正しいのかなというのが私の勉強した結果なのですが、

この杉並区社会福祉協議会は、そういう問題と同時に、いろいろな事業を実はされているわけですね。だから、ここら辺について何か厚生労働省なりからこういう方針でやろうということを、それを受けて杉並区として社会福祉協議会全体の財務の中身と、それを踏まえて長期的にやらなければいけないこととの関係の整理か何かはされているのでしょうか。今、社会的にちょっとどうかと思うところもあって、私は実は財務省が言うのも……。

○庶務係長 社会福祉法人と今会長がおっしゃられたのは、どちらかという、特別養護老人ホームなどを運営している社会福祉法人のことだと思いますが、確かに杉並区に参入してきている社会福祉法人でも、地方で営業していて、数十億円の資産を持っているような社会福祉法人もあるようで、そういったところも都市部にだんだん出てきているような傾向にはあるかと思います。

一方で、社会福祉協議会の場合には、利益を上げられるような事業というものが今現在はございません。7～8 年ぐらい前は介護保険事業に参入をしていたのですが、すべて撤退しておりますので、基本的には収益事業はないということで、社会福祉協議会が資産として持っているのは、当時、介護保険事業の時代に多少利益を上げていたものを資産として持っているのですが、それ以外については退職引当金などの資産以外はないというようなところでございます。

○会長 ありがとうございます。これについては問題ないということで、すっきりいたしましたので、安心いたしました。

○委員 基本的には建物の減価償却費の問題が根本だと思うので、いわゆる特養や老人保健施設の場合は、特養を 1 つ建てるだけでも 2 億から 3 億からの建物の建築費がかかる。この分の減価償却費を内部留保することによって、現金預金を 2 億ないし 3 億持っているという話で、社協は基本的に施設を持っていないですね。だから、減価償却費がないので、毎年毎年の収入と支出の差を見るので、あまり企業会計——あるとすると退職の引当

金ぐらいだと思うので、今の社会福祉法人のいわゆる内部留保の問題というのは基本的に生じないと思います。

○庶務係長 実施事業を行っていくために、やはり収益を目的としない事業が多いですから、区の補助を受けないとその財源は自主財源に求めていかなければいけないので、その自主財源に、財団法人ではないのですけれども、果実のようなものでもって、それを少しずつ取り崩していつているというのが現状でございます。

○会長 わかりました。

この区の対処方針について、ほかの委員の方からご議論なり、補足なり、質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

では、基本的には外部評価並びに区の対処方針についてとりあえず承って、細部についてはまた調整することがあるかもしれませんが、基本的にはこれで了解するというところでよろしゅうございませうか。どうもありがとうございました。

では、第 2 グループに移ります。

第 2 グループは都市整備部の施策 1 と環境部の施策 9、施策 11、それと経営評価、すぎなみ環境ネットワークということであります。

最初に、都市整備部の施策 1 は私が担当しまして、ヒアリングのときにも申し上げたので、その繰り返しになりますが、目標の年次がかなり先の方になっているのでなかなかわかりにくいということと、実際の耐震改修率が目標値の 57%に対して 39%であるので、問題はどうやってその実際の耐震改修率を高めていくかということではないかというようなことですね。

それと、テクニック上の話で、これは行政評価担当の指示によるものであるということなのですが、委託費と投資的経費に同じ金額が並んであるのはどう考えても概念的におかしいじゃないかと書いたら、そういうふうを書くことになっているということなので。委託費と投資的経費は内容が違うので、私個人としては、投資的経費というのは建設的な事業費で、委託というのは設計委託するとかということで、質的に違うのではないかというのが私の頭にあったのですが、まあ、そういうふうを書けというご指示があったということなので、そこら辺はシステム全体の話ですので、そこら辺は課の対処方針としてはいたし方ないのかなという気がしますが、個人的には少し納得しづらいところもありますが、

そういうことであります。

では、施策 9 について、お願いします。

○委員 私はこの施策 9 と 11、関連ということで、2 つ担当させていただきました。これを選択させていただいた趣旨というか、興味としては、原発事故以来、特に理念として再生可能エネルギーとか、省エネとか、そういうものへの注目度が非常に今高まっていて、私も化石燃料の問題、原発の問題を考えると、本当にどうなるのだろう、どうすればいいのだろうというのは非常に興味が高いところなわけです。それで、この外部評価の視点でも、まず、今の実態がどうなのかということと、中長期的にどういう形になるのかということが見えるか見えないか、施策として発信されているかという視点から評価をさせていただきました。

そういうことで、施策への評価とか、記入法についてその視点で書かせていただきまして、記入法等については先日のヒアリングのときにはほかの委員の方からの意見も反映させて書かせていただきました。それに対しての所管の対処方針は丁寧にご回答いただいたと思いますが、今日配付していただいています 27 年度からの総合計画・実行計画では、これが新しく「持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり」に統合されるということで、この中でいろいろ反映もしていただいているように思いまして、私が書かせていただいたものに近い方向になって、もうちょっと大きなところから省エネ、再生エネルギーのあり方が見えるようになったかなと思います。

この中で 1 つ、どれぐらい効果があるのかということで発電率と書かせていただいて、それが今後見えるようになるのかどうなのかについて 1 つ質問をさせていただきたいところであります。

あとは、特にここの対処方針についての意見等はありません。以上です。

○会長 施策 11 も同じ……。

○委員 そうですね。これも多分というか、新しい来年度からのものでは私は統合されていると理解しているのですけれども、それでよろしいですかね。

○会長 施策 9 にということですか。

○委員 はい。施策 9 と 11 が 1 つの施策として、成果指標等もそれに合わせて見直しをしていただくように書かれていますので、これはこれできちっとやっていただければと思い

ます。いずれにしても、どのテーマも非常に区民の生活に大事なことで、短期的にその成果が目に見えて出るものでもないのでしょうけれども、地道にこの行き方というか、生活を変えていくような啓蒙活動、これはイデオロギーもかかわって、いろいろな考え方が出るところで、区民の皆さんの方向性が 1 つの方向に行っていない分野でもあると思うので、そのあたりへの調整とか啓蒙活動、これもあわせて充実していただければと思うところです。

○会長 よろしいですか。

それでは、すぎなみ環境ネットワークは○○委員……。

○委員 はい。おとしでしたか、こちらのすぎなみ環境ネットワークについて私の方で 1 度評価させていただいたことがありまして、継続的に状況を見させていただくということで、また今年も担当させていただいております。

以前に比べますと、平成 25 年度、収入が 660 万ほど増えていると。古着ですとか、中古の家具の販売がかなり好調のようで、それは時代を反映しているのかもしれませんが、収入が増えているのは非常に評価されることだと思いますが、一方でほぼ同額の支出の方も増えてしまっていて、赤字体質からの脱却は実現できていないという状況です。そもそも支出が前年度程度に抑えられていたならば赤字には陥らずに済んでいたはずなのに、どうしてこの支出が増えてしまったのか、そのあたりの要因分析がなされていないところが問題ではないかという指摘ですね。要因を解明した上で解決策を提示していただくというところについても、踏み込んだ評価、指導をお願いしたいということでございます。

それと、経営分析の中に、同種の事業形態と比較して業績改善の努力を行っているかといった指標があるのですけれども、これについては法人側はそもそも同種の類似の団体が当区内にないから評価できないといいますか、この指標については妥当しないといったように、類似団体との比較をする気持ちすらないような記載になってしまっていて、当区内にないにしても、他の地域にはあるはずですので、類似団体をしっかりと調査した上で、その比較の中でさらなる改善策を検討していただきたいということです。それについても所管課としてもしっかりとご指導いただきたいということで書かせていただいております。

こういった外部評価に対しての対処方針は非常に丁寧にしっかりと受けとめていただい

て、このように対処していただくということですので、ぜひここに記載されているとおりのご対応をお願いできればということです。以上です。

○会長 担当していただいている委員からの意見の補足は以上なのですが、ほかの委員の方からご意見があるような気もしますが、いかがでございましょうか。

例えば今の環境根とワークの対処方針に。原因は書いていない。

○委員 文中では原因の整理ができていないので、改めてやってくださるということだろうと理解いたしました。

○会長 改めて再度やるということですね。そういうことでいいということですね。

太陽光発電は買い取り制度によってどんどん拡充していくことがいいのかどうかとか、いろいろ議論はあるやに思いますけれども、それはまた国の政策とも関係し、原油価格の問題で、電気料金が本当にどちらが安いのかという議論も何か両意見があるようですので、何とも言えないですけれども。

例えば国の政策であるとか、補助金制度等が流動的な場合に、区として困りますよね。まあ、区の一貫した姿勢はあるにしても、方向性はわかるにしても、例えば再生エネルギーについてどのような区の独自の制度をしていくのかとか、従来の政策との一貫性をどう考えていくのかというようなことは、ここに書いてあると言えば書いてあることなのでしょうけれども。

○委員 1つは、そういういろいろな施策がどの程度インパクトがあるのかとか、そういうことをすることによって我々の暮らしがどう変わっていくのかというのを個人的には見たかったところがあるのですね。細かい節約をやっていくということもあり、それは大事なことだけれども、さらにお金をかけていくことによってどれぐらい改善というのか、仕組みが変わっていくのかみたいなのが実はもうちょっと見たかったなというのが私の感想ですね。なかなか難しいことだということはこの前のヒアリングの場でも実感した次第ですけれども。

○会長 それでは、せっかく来ていただいていますので、区の方から対処方針等について補足等、説明がございましたら、どちらの担当の方からでも構いませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○防災まちづくり担当課長 私から「災害に強い防災まちづくり」、施策 1 の所管の対処

方針について、補足といいますか、改めてご説明させていただきたいと思います。

先ほど会長からご指摘がありましたとおり、耐震改修率をどう上げていくかということがやはり一番の課題かと考えております。一方で、現在の耐震改修率でございますが、指標としまして、除却された建物ですとか、あるいは建てかえた建物、そういったものを含めて耐震改修率を出していたところもございますので、ちょっとデータとして、結果として適切ではなかった部分もございますので、そういったところも見直しも含めて検討してまいりたいと。

例えば、総合計画の中で耐震改修を 160 件やっていくという目標を立てております。これに対して、どれだけ耐震改修が行われたかということを出していくのも 1 つの考えかなと思っております。私からは以上でございます。

○環境課長 環境課長でございます。環境部門では施策 2 つと環境ネットワークの評価をしていただきました。

まず、施策の方でございますが、9 と 11 の統合については、新しい実行計画では統合させていただいておりますので、今日ごらんいただいている計画どおりでございます。発電量が目に見えるようになるのかというご指摘もございましたが、太陽光の発電量などは施策の指標として位置づけておりますので、今後、その推移については追っていくようになるかと思っております。

それから、委員の方からイデオロギーもいろいろあるので啓蒙をというご意見もございましたが、私どもの環境の方にもエネルギーに関しては区民の方々からさまざまなご意見をいただく機会がございます。原子力発電に絡めてもご意見をいただいておりますが、私どもとしては国の動向なども見ながら、この実行計画にも書いてございますようなエネルギーをつくったり、省エネルギーを進めていくというような施策を中心に、区民の方々にもそういう意識を持っていただくような、いろいろな環境教育なども含めて展開をしていきたいと考えてございます。

それから、環境ネットワークについての評価をお聞きいたしまして、私どもの認識も今回所管の対処方針に書かせていただいたとおりでございますが、収入と支出のバランスにつきましては、これまでもご指摘をいただいておりますので、常に注意、確認しながらネットワーク等はやっていかなければいけなかったのでございますが、なかなか目配りが至ら

なかったというところは反省してございます。改めて今後は相手方とも情報交換を密にとって、少なくとも赤字にならない工夫を区も相談しながらやっていきたいと思えます。結果的に、終わってしまって赤字ですと言われてしまいますと、私どももなかなかそれを改善させるのは難しゅうございますので、そういうふうにならないように十分相手方と意思疎通をとりながら進めていきたいと思えます。

それから、他団体の状況も踏まえて分析をするようなご指摘もございまして、なかなか区内にこういう N P O 団体がないというのは事実でございますが、やはりほかの自治体ではこういう環境のテーマで活発に活動している団体もあるということでございます。今日の段階ではお示しできなかったのですが、その辺もこの環境ネットワークとよく連絡しまして、そういう団体を探して、もし参考になるようであれば、そういうところの経営状況なども教えていただくような工夫をして、少なくとも赤字に至らないように私どもも責任を持って対応したいと考えておりますので、引き続きそういう点で対応していきたいと思えます。

○土木計画課長 施策の 1 について補足させていただきますと、まず、水害対策についてですが、ご指摘のとおり予算事業でくくられていますので、ちょっと見えにくい部分はあるのですが、ここでは水防対策等、助成金以外でも予算化されていることの説明になっておりますが、実際には道路の改修時の透水性舗装や学校の改築時の貯留施設、それから公園整備時にも雨水流出抑制をやっておりますので、これについては総合的に事業は進めていく考えでございます。

橋梁の長寿命化につきましては、今の事後保全型で架けかえなどを行っていく場合の費用、それから、予防保全型に変えることによってどれだけ費用が縮減できるかということを試算しまして、約半減させるという考え方のもとに計画しております。24 年度に橋梁白書でそういう考え方をまとめておりますので、これに基づいて計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

それから、水防対策の指標についてご指摘いただきましたが、これについてはもう少しわかりやすく、ご指摘のとおり水防態勢の活動・成果、水防情報システムの維持・改修、こういうところがわかりやすく表示できるよう検討していきたいと考えてございます。

○会長 ありがとうございます。

○委員 施策 1 の「災害に強い防災まちづくり」で、一丁目一番地施策なので、早めに言うておくべきだったかもしれないのですけれども、もう杉並区の公的施設の耐震化は 100%済んでいるわけですよ。小・中学校とかも全部終わっているわけですよ。

○防災まちづくり担当課長 区立の小・中学校につきましては、耐震改修は 100%行っております。

○委員 いわゆる行政じゃない、区立じゃない、公的な性格を持つような建物なんかで、財政の不足から耐震がおくれているような病院だとか、福祉施設なんかもあったりするのですけれども、そこも大体できていますか。

○防災まちづくり担当課長 東京都の方でそういった大規模な建築物につきましては、国もそうなのですけれども、法律的に耐震診断をまず義務づけております。そういった診断に基づきまして改修というような形、あるいは建てかえ、診断結果を受けてというのがございます。そういった意味では大規模な、例えば私立の小・中学校といったものも、今私の方でつかんでいる情報ではほぼ 100%終わっております。

○委員 さらに言うと、例えば河北総合病院さんの建物は免震構造ではないですよ。耐震構造かもしれないのだけれども、東日本大震災からすると、耐震構造だから大丈夫じゃなくて、配管がやられて使えなくなってしまうみたいなのところもあるので、免震構造の導入も含めて 10 年、20 年先に絶対守るところは守るみたいな戦略を考えていくことは必要なのかもしれないと思います。河北総合病院さんも建物は古いですよ。

○防災まちづくり担当課長 そうですね。

○委員 建築して 20~30 年は経過しているはずなので、耐震はできていると思うのですけれども、免震みたいなものも含めた建てかえも検討していくことが必要かもしれません。社会医療法人だと思いますけれども、公立病院ではないがゆえに改築もなかなか難しい、敷地の問題もあるだろうし、場合によっては区が改築に応援していくことも将来的な課題としてはあるのかなと思います。

あしたやれという話じゃないのですけれども、頭には入れておいた方が良く、免震構造でも直下型の地震があったときに建物を使えなくなる可能性はある。耐震ですと言って、大丈夫という話ではないので、防災の質を上げていく。免震構造という言葉が計画にもないので、必要な場合は免震構造も想定していくことも必要なのかなと。

こちらの建物、区役所の災害対策本部はどこでやる予定なのですか。災害が起きたときの災害対策は。

○防災まちづくり担当課長 本庁舎です。

○委員 本庁舎でやるわけですね。ここは万全なのですか。とりあえず耐震で大丈夫ですね。

○防災まちづくり担当課長 はい。免震構造にはなっていませんけれども。

○委員 要するにそういうものも含めて、いざとなったときに本当に大丈夫なのかと。耐震化だからオーケーですではなく、東日本大震災のときもそれで本当に大丈夫だったかという、だめだった面もあるので、絶対守るものは守る。万が一ここがうまくいかなかったときは次の施設も考えると、ここは防災分野としての危機管理体制まで含めて、せっかく計画の筆頭項目に防災を入れていますから、ご検討されるといいのかなと。これはこの評価書に入れる必要もないですし、一般論で申しわけないのですけれども、それを感じてはいます。

○防災まちづくり担当課長 私の方で私立小・中学校の耐震改修が終わっているというようなニュアンスの言葉をお話したのですが、耐震診断が終わっているということで、耐震改修につきましては順次今私立につきましても進めているところで、すべて終わっているわけではございません。

あと、本庁舎等を含めまして、区の施設につきましては免震構造ではございませんが、耐震上、地震力を 1.25 倍で割りまして安全率を高めるといような考え方で耐震性の計算をしてございますので、そういった意味では、民間の建物に比べましては地震力に強いと考えてございます。

○委員 私立の学校もいざとなった場合、避難所になる可能性もあるので、そういう民間施設もいざというときのために耐震化を進めてください。東日本大震災だと、お寺などにも避難するなど、千差万別なのですから、公共的な施設ということで経営主体を意識しつつも、ちゃんと戦略的に耐震化率を高めていくことは必要なのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ほかに……。

○委員 ちょっと今回の評価とは直接関係はないのですけれども、この施策 1 の「災害に

強い防災まちづくり」との関連でぜひお願いしたいと思うことがございまして。

今日は環境課もいらしていますけれども、私、環境清掃審議会の委員もさせていただいております。その中で出た意見として、東京都の河川改修事業に伴って善福寺川沿いの桜の木がかなり伐採されてしまっているという状況が現にあって、杉並区においてはみどりの基本計画の中で善福寺川沿いのみどりもそうですし、みどりを維持保全、創造していくためにしっかりと方針が書かれているにもかかわらず、河川改修工事との関係では善福寺川の樹木伐採についてはどのように状況を把握されて、都との連携を図っているのかということの指摘が委員会で出たところ、実際に状況把握が十分にできていなかったという状況が明らかになりました。

そこはぜひ都との連携を密にして、災害対策はそれはそれで当然重要ですし、必要なものですが、それを実施されるに当たってはできる限り樹木が維持保全されるようにしっかりと調整を図っていただきたいということで、その辺はそのようにしていただけることになったわけですが、です。ですので、都との連携をするに当たっては、当然環境課、土木計画課、まちづくり課、まちづくり推進課もお互いにその辺の情報共有をしていただいて、災害対策と環境保全の両立をしっかりと図っていくように、今の善福寺川沿いの話は一例にすぎませんので、災害対策と環境保全との両立をいかにしっかりと図っていくかという視点での工事の施工なり対策を進めていっていただきたいというお願いでございます。よろしくお願いたします。

○会長 これはそうですね。よくあることですが、管轄の問題で調整をよろしくお願したいと思います。

○土木計画課長 委員会の中にはみどり公園課長のみの出席だったので、河川工事自体の状況が把握されていなかったということがあると思うのです。河川事業については土木計画課の方で調整を図っておりましたので、樹木等の要望等も直接区で受けてございます。内容等は東京都によく伝えて、対応していただくように協議を進めた結果、樹木の本数も少なく、それから、今後の整備の仕方についても配慮いただいているという部分があります。

ご指摘のとおり、若干私どもと環境部門、公園部門との連携が少し足りなかったのかなという反省がございますので、内部の調整も今後強化していきたいと考えてございます。

○会長 よろしくお願いたします。

ほかにご議論はよろしいですか。

では、基本的に区の対処方針並びに外部評価意見としてはこの方向でまとめるということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、総務部の 1 事業、区民生活部の 1 施策、教育委員会関係の 1 施策 1 事業について審議に移りたいと思います。

最初に、施策を構成しない事務事業である「区政の広報」、これはご担当はどなたですか。

○委員 「区政の広報」について、評価をさせていただきました。

その中で、「発信から到達へ」ということで取り組まれていることは当たり前のことではあるのですけれども、そこをしっかりとやろうというスタンスはいいと思うのですが、評価では「検証がなされていない」とのコメントをさせていただきました。それに対して、対処方針を見ますと、区民意向調査の中で、「広報紙のわかりやすさ」、「ホームページのわかりやすさ」、「区の情報の到達度」について検証しているということなのですね。

このデータはいつのデータなのか、先に教えていただけますか。

○広報課長 25 年からです。25 年から区民意向調査で、こういう方針を掲げたことをとらまえて。

○委員 毎年、区民意向調査の中に……。

○広報課長 そうです。入れるようにしました。

○委員 それで、25 年の結果が出ているということなのですね。

そうしますと、「その結果はいずれも減少傾向にある」というのは、どういう判断で減少傾向にあると判断されたのですか。

○広報課長 26 年と……。

○委員 26 年、もう今年の結果が出ているということですね。

○広報課長 そうですね。はい。

○委員 毎年調査していくということで。

○広報課長 そうです。

○委員 であれば、そのデータを事務事業評価の中でなぜ活用していかれないのか。25

年度にそういう形で調査をされているのであれば、まずそのデータを入れて、今年を見ていくと減少傾向にあるというのが見えると。つぎになぜ減少傾向があるのか分析して、それを今度改善していかなければいけないわけですね。ですので、このデータは指標としてぜひ活かしていただきたいと思います。

確認なのですが、25 年、26 年を見て減少傾向にあることを踏まえてどういう取組をされたのか、対処方針に書かれていないように思うのですけれども、その辺を後ほど確認させていただきたいと思います。それがまず第 1 点。

それから、報道機関への情報提供について前向きに取り組もうとされているのはいいと思うのですけれども、ただ報道機関への情報提供は数が多ければいいというものではなくて、数多く情報提供していると、もう数打てば当たる状態になってしまっていて、余りインパクトもなくなってしまうので、提供する情報を取捨選択して、ここだと思ったところに打ち出すとか、そういう形で対応された方がいいのではないかと思います。

評価する際には、きちんと報道機関に提供していかなければいけない情報に関して提供できたかどうかというのはしっかり見ていく必要はあると思いますので、そういう形で指標の方も検討されるとよいのではないかと思います。

1 点私の訂正なのですが、外部評価表の情報しかなかったものですから、「事業内容への評価」のところ、効率性について「コストが不明」としたのですが、実際は事務事業評価表の方も公表されるわけですね。ですので、このコメントは削除していただければと思います。

区の広報については、区民のみなさんが本当に必要なときに必要な情報がわかりやすく得られているかという観点でこれからも取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○会長 施策 7 は……。

○委員 私です。ここに書かせていただいているのは、施策目標がそもそも 4 つ掲げられているのですけれども、その目標に照らして施策内容がどのようなもので、どの程度効果があったのかという、そういう目標に照らした評価というものがなされていないということとを指摘させていただいております。

実際、平成 25 年度に何をやりましたということの列挙にとどまっていまして、目標に照らした成果というところの評価が欠如しているということと、ここに掲げられている施

策目標は種々の施策、そして、その下にぶら下がっている事務事業を進めていく中で全体としての効果として達成されるものであるはずですので、そういう意味では、施策を構成する事務事業間の関連性を意識したそれらのシナジー効果を念頭に置いた評価が欲しいというところがございます。

対処方針のところは、目標に照らして評価が欠落しているのではないかと、記述が欠落しているのではないかとという部分について回答をいただいているのが上の 2 つかと思いますが、最後の 3 つは、できるだけ施策目標に対応する評価内容にすると。事務事業間の関連性にも着目した評価を行うよう努めますということですが、「できるだけ」というよりは、ぜひそうしていただきたいところですね。ちょっと控え目な対処方針の書き方になっておりますので、ぜひ積極的にそのような方向での評価に取り組んでいただければと思います。以上です。

○会長 では、施策 28 ですね。これはどなたでしょうか。

○委員 「地域と共にある学校づくり」ということで、施策を見させていただきました。12 月 20 日のシンポジウムには伺えなかったのですが、資料はお送りいただいて、それも拝見をさせていただきました。やはりその中でポイントは周知、わかりやすさですね。いろいろな言葉、ワードが同じような形で出てくる。私もいろいろ見させていただいたのですが、やっぱりわからないのですよね。職員の皆さんの立場ではなくて、その資料を見て、青少年委員とか、そういう方たちが行動していこうと思えるような形での情報の出し方をさらにご検討いただきたいと思います。取組自体は非常に素晴らしい取組だと思いますので、ぜひそのあたりを区民の皆さんにご理解いただいた上で、積極的に取り組んでいただけるような形で周知の方法等々、ご検討いただきたいと思います。

対処方針なのですが、一番上のところで新規で 4 カ所の指定を行うなど、着実に進んでいると考えているということで、25・26 年度は予定校数を指定していると書かれているのですが、指標のデータから見るとそれが見えないのですね。実際は、今年度は目標達成しているのだけれども、前の年度が未達だったのでそれを引きずっているということだと思うのですね。であるならば、それがわかるような形で評価をしていかないと、指標のデータだけを見ると、どうしても遅れているというふうにはしか見えない状況ですので、24 年度に 1 校が未実施だった理由があるのであればそれを明確に出されて、ほ

かの年度に関してはしっかりできているという形で評価をされるとよいのではないかと思います。

あと、「施策を構成する事務事業についての意見」のところ、施策 25 との統合という形で書かせていただいたのですけれども、それに対してのコメント、対処方針がないのですが、どうお考えなのか。

というのは、この桃四の取組を見させていただいたときに、学校運営協議会、CS と学校支援本部とがうまく協同できているように見えたので、学校なり地域なりの中で子どもたちに対しての教育をみんなで力を合わせてやるという観点でいくと、学校の視点も地域の視点も統合してもいいのかなと思いますので、そのあたりは所管課としてどういう対処方針なのかを後ほどお聞かせいただければと思います。以上です。

○会長 最後になりますが、「高校生奨学資金貸付」のご担当は……。

○委員 私が担当させていただきました。この貸付奨学金は非常に重要な制度だと思うのですが、一方で後のフォローですね。実際に貸付を回収していくのがなかなか大変な事業なのだろうなと思ってこれを今回見させていただいたのですが、事務事業の評価表だけでの評価で、実態のお話を聞かないで書かせていただいたのですけれども。

この評価表を見させていただいて問題が大きいのだと思うのは、まず、償還率が 40%を下回っていると。それから、滞留債権というのですかね。正常な回収ができていないものの回収をするための費用が回収額の半分ぐらいに及んでいるということで、その出口というか、フォローの方の業務が適正かどうかちょっと判断しにくかったということでいろいろ書かせていただきました。例えば前年実績との比較というものもあるでしょうけれども、こういうものに対しては、例えば一般的な回収率がどうかとか、そういうものもないとなかなかこの業務の大変さ、正常性がわかりにくいのかなと思ひまして、書かせていただいたところでございます。

それについて、対処方針でクリアかどうかというとなかなかわかりにくいところはあるのですが、1つは新しい貸付資金管理システムのことに触れていただいています、こういう内容とか、その効果がどうなのかと思ったことと、従来からも書かれています。制度そのものの見直しですかね。これも具体策があるのかどうかというあたりをお聞きできればと思います。以上でございます。

○会長 以上の問題はかなり回答に時間を要するような気がしますので、まず、それぞれの担当課の方から対処方針と、今の各委員のご指摘なりご質問に答える格好でまず一通りご回答いただいてから、ほかの委員のご意見も頂戴したいと思います。

まず、区政広報について、ご担当、お願いいたします。

○広報課長 まず最初に対処方針のところなのですが、1 点訂正をさせていただきたいのは、ホームページ 44.4%と書いてあるのですが、これのみが減少で、あとの広報紙のわかりやすさの方と到達度については、若干ですが、上向きに持ち直したということですので、「いずれも」という表現になってはいますが、ホームページだけが減少傾向でございます。

○委員 どのくらい減少しているのですか。

○広報課長 ホームページは、前年が 45%だったところが今回 44.4%ということで、0.6 ポイント減少したということでございます。

取組としては、23 年度から 12 ページ、それまで広報紙は大体 8 ページ立てだったので、各課の情報量が増えて、端的に言って読む量が増えて、写真もなくなって文字ばかり、告知ばかりということで、読みにくさというところが少し反応し始めたと思いき、具体的には記事の内容をできるだけ圧縮して、絵とか図とかをふやして、わかりやすく、読みやすくする。もう一つは、広報の一面に月 1 回必ず区長のメッセージを載せるようにして、一面の重要事項と区長のメッセージと、この辺の連動性。

それから、もう一つはテレビですけれども、すぎなみニュースでも同じ記事を扱うことでいろいろ多面的に出して行って、「ああ、どこかで見た」、「どこかで聞いた」というところから区政に関心を持っていただくと。そんな工夫をしながら、この 3 つのメディアをミックスさせながら全体的に押し上げていく、こんな取組をしているところでございます。

あと、報道に関しては、委員のおっしゃるとおり、数を打てばいいという状態ではもちろんないので、できるだけ政策報道というところに重点を置いて、これも 25 年度からですが、これまで予算の記者会見でこの時期に 1 回だけやっていたものを定例会の前に記者懇談会という形で、新聞だけ、ペンの方だけ集めて発信力を高めて、できるだけ書いていただくようにしています。

新聞に載るということで、図面にプランニングをつくっていくということのほか、区民の人にわかっていただくということで、ホームページ上にはもう少し別立てで「区長の部屋」を充実させるですとか、すぎなみほっと情報局でデイリーに中で起こっていることを、新聞の方にはリリースするのだけれども、取り上げられない記事も載せていただくことで、ホームページの閲覧者数は年間で 500 万を超えてきますので、そういうところに反応させていくということで、区民の方にお届けするということにも注力をして、そんな取組をしております。

○委員 多分、発信の方法はいろいろ検討されていると思うのですが、やはり到達できているか、本当に区民の皆さんが知りたいことを知りたいときにその情報を得られているかという観点の方にももう少し注力していただくのかなと思います。

○広報課長 到達の指標がなかなかつくりにくいので、こういう「わかりやすさ」というのを新たに意向調査に入れてきたのですけれども、本当にいろいろな所管からの告知とか案内を出しているわけなので、そのときにその所管の方で、例えば応募数が多くなったとか、区民の皆さんの意識変容が起こったとか、そんなことがきちっとつかめてくると、また、所管の方からこんなことだったよというそのリターンを受けながら、記事の書き方とか、相談しながら工夫をこれからもしてまいりたいと思います。

○会長 では、施策 7 について。

○産業振興センター次長 施策 7 は、「地域の特性を活かし、将来を見据えた産業の振興」ということでございます。中身としては施策の事業ごとのを列記という形で、施策の目標としてはあくまでも杉並区の産業の振興ということですから、これに対する評価はどのようなのだという、委員のご指摘のとおりだと思います。

ただ、先ほどお話の中で控え目だというご意見なのですが、産業と申しましても、中小企業から商店街からアニメから農業、勤労者の維持管理でございまして、産業ということで一くくりでその効果が、どのようなシナジー効果ができて、産業がどうなったかというのが、なかなかそこが評価自体が難しいところがございます。それでちょっと控え目ということで。ただ、確かに、産業振興はどうなったのだ、杉並の産業はどうなったということがここで問われていることだと思いますので、「できるだけ」という表現を使いましたが、産業振興はどうなったというところを今後は取り入れて評価を行っていきたいと思っ

ています。以上です。

○会長 では、施策 28 についてご回答をお願いします。

○学校支援課長 学校支援課から、○○委員から今いただいた 3 点についてお答えしたいと思えます。

まず 1 点目がわかりやすさということで、この「施策内容への評価」の上から 3 つ目のポチのところのお話かなと思えますけれども、チラシ、パンフレットが、要するに我々がわかりやすいのではなくて、区民目線からというご指摘を今いただいたと思えますので、それにつきましてもやはり今後つくっていくとき、例えば青少年委員にも意見を聞きながらつくるとか、そういった形で区民目線でのわかりやすさについて努めていきたいと思えます。

それから、2 点目が対処方針の一番上のところで、新規 4 校をつくっていくということで、要するに平成 24 年が未達だったところがちゃんと明らかにされていないということでしたので、今後、施策評価をしていく場合には指標に基づいた評価をちゃんとして、24 年はなぜできなかったのかということを書いていく、そういう形でやっていきたいと思っております。

それから、3 つ目の施策番号 28 と施策番号 25 との関係性でございますけれども、施策 28 は、学校運営協議会とか、地域教育推進協議会とか、学校の制度をどう変えていくかというところで、拡充していくところを書いているわけなのですけれども、施策 25 は、施策目標の方も、例えば「子どもたちが豊かな感性を持ち」という子どもの育ちの方をメインにしている、成果指標についても、習熟度ですとか、体力度となっていて、要するに子どもたちをどうするか。学校の中でやっていくのだけれども、学校だけではできないので、学校支援本部の力を借りてやっているというところから、今学校支援本部はこの 25 に入っていると思うのですけれども、委員のおっしゃるように、学校支援本部というのはこちらの学校の制度についても関係しているところですから、今後、全庁的な柱の見直しの中では検討していく事項かなと思えます。

○会長 では、高校生への奨学資金貸付ですね。ストレートに言えば、これは要するに貸付となっているけれども、ある程度返ってこないことを暗黙に前提にされているのかどうかということですかね。そこら辺についてのご質問も含まれているような気もしましたけ

れども。なかなか答えにくいかもしれませんが。

○学務課長 この貸付制度につきましては、今、本当に課題になっております子どもの貧困対策、経済的理由により、進学したい、また、義務教育段階でも非常に苦勞して生活している方々、この制度だけじゃなくて、ほかにも義務教育にかかわる保護者負担の軽減ということで、修学旅行費の一部補助ですとか、教材費の補助、そういったものを進めて、本当に勉強したいという子どもたちの思いを保護者が断ち切ることのないように、こういう貸付制度もその1つとして行っているものというふうに位置づけております。

ご質問のありました資金管理システムにつきましては、今現在は紙ベースの情報資料で整理をして、督促状を送ったり、資金貸付の管理を手作業によるところが多いものでした。それを今回システムを導入することによりまして、一目瞭然、滞納者の一覧が出たり、督促状も頻繁に送れる。また、職員の事務の効率化も非常に進みますので、その時間を活用して訪問による返還の督促等を進めていきたいと考えているところでございます。

また、債権回収業者の回収できた比率ということでございますけれども、委託料のおおよそ倍の額を回収できている現状から責任を果たしていただいていると考えており、引き続きこれを進めていくとともに、やはり専門業者ですので、無理やり返還して返せということではなくて、その方の立場に立って、無理のない返済計画の見直しをする相談もお願いしてございますので、我々も柔軟に対応していきたいと考えております。

あと、やはりこの資金を受けた方も大学の進学が非常に多くなっております。うちの方は高校の3年間のみです。今度、大学に入れば当然お金が不足して、学生支援機構などで借りる。卒業すると、何年か後には二重の債務になってくるという状況も見えてきておりますので、委託業者に対しても、そのあたりも十分考慮した上で、対応いただいていると考えております。

他区の状況でございますけれども、周辺区で言いますと、世田谷が 36.6%でございます。杉並は 36.9%でございますね。渋谷が 33.55%、中野が 35.65%、北区が 30.60%ということで、他区も同様に返還率については低く、苦勞しているというような話も聞いている状況でございます。以上です。

○会長 これはほかにも類似の案件が国のレベルでも、自治体のレベルでもあるので、難しい問題なのですよね。だから、結局、これはある時期が来たらもう放棄されているので

すか。

○学務課長 時期ではなくて、連帯保証人も含めて督促もしております。破産宣告を受けたとか、死亡された、またはもう所在が幾ら戸籍を追ってもわからない方に対しては不納欠損処理ということになります。それ以外の方は、やはり何度も何度も粘り強く、精神的な負担を余りかけずに回収するという工夫でやっているところでございます。

○会長 学生生協に似たような感じですよ。状況はよくわかりました。

では、今のご説明に対して追加のご意見なりございますか。

○委員 この学生奨学資金貸付なのですけれども、いつぐらいからやっていますか。事業開始。

○就学奨励担当係長 実は教育委員会に来る前に区役所の福祉課で始まりまして、それが事務移管ということで、教育委員会では平成 13 年なのですが、もともとは昭和 34 年、30 年代です。

○会長 かなり古いのですよね。

○委員 そうですよ。結局、高度成長期で右肩上がりのときは、貧困といっても卒業してから職はあったしかし、今の貧困の問題は構造的なもので、高校を出たから就職できるかわからないし、大学を出たから就職できるかわからないという状況の中で、返せないという状態が常にやってくる。

本来でいけば、この業務について、教育委員会が一番得意な分野なのか分からないところもあって、もとの福祉課の方がよっぽど貧困問題についてはいろいろな制度の組み合わせで、例えば生活保護と組み合わせたりして、貸付の方法ではない形で就学支援をすることも考えられると思います。

教育委員会であれば、一定の基準を満たせば「貸します」になるし、貸したら「返してください」になるし、それについて「返してください」だけでいろいろな福祉的な支援と組み合わせるのはしづらい部分もある。かといって、所管を元の福祉に戻すことも簡単ではない。教育と福祉の担当者の連携をさらに密にして、本当に困った人に対しては適切な支援をする。貸付ではなく生活保護の支援給付もあると思います。返済についても貧困に陥った人についてはちゃんと支援するということが組み合わせていくことが重要と考えます。お金のある人については、場合によっては訴訟も辞さないみたいな、メリハリのつい

た支援を行うことが区民にとっては一番納得のいく制度の運用と考えます。

場合によっては福祉課の生活保護担当なども兼務する。福祉と教育の連動でこの問題に対応していくことが重要と考えます。本籍は教育委員会にあった方がいいのかもしれないですが、単なる教育の支援だけではない。貧困対策としての貸付金制度だと思いますので、そうすると、貸付金という制度が本当にベストなのかというのが少し分からないところもあるので、そこは適切な支援のあり方を模索していくことも必要と考えます。スタッフの中に、就学奨励担当係がありますが、その中にケースワーカーとか、社会福祉士出身の方って何人いらっしゃいますか。

○学務課長 いないです。

○委員 という話ですよ。要は福祉制度を良く知らないまま、先生か、さもなければ事務職員だけでやっているはずなのです。それだと、貸す今年かわからないから、例えば極端な話で言えば、私は社協をふやせと先ほども言ったのだけれども、社協から出向してもらってこういうところに入ってもらうことも必要だし、福祉からも入ってもらって、いわゆる福祉的な処遇をするようなスタッフ体制にする。それで回収率、償還率が 37% だって私はいいと思うのですよ。ただし、そこでのちゃんとした質の高い支援が行われているのかどうか。お役所仕事として、単に「基準に合いますから貸します」じゃなくて、「こっちの制度を使ったらいいのではないですか」とか、そういうことも応援できるような血の通った貸付のあり方みたいなものもありだと思います。

まさに私はここに社協スタッフを出向で担当してもらっても良いと思います。あと、福祉部門の社会福祉士の配置もあっていいと思うので、そういう形で、学校の先生ではどうしても機械的になりがちになるし、事務職員でも福祉部門を経験した職員が担当していないと、単なる回収、取り立て屋になっていると思うので、そこは取り立てられる方もつらいだろうし、取り立てる方もつらいと思うので、みんなが幸せになるような体制づくりも必要だと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 ちょっと繰り返しになりますけれども、そういうことで今委員方からお話があったように、貸付だけれども、いわゆる銀行が貸すような貸付ではない性格を持っていらっしゃると思うので、他区というか、23 区の平均がどうであるとか、あるいは同じ貸し倒

れといっても、福祉的な意味合いのある貸し倒れとそうでないところとちょっと切り分けるようなところ。そもそもどういうものを貸し倒れにするかというその基準、その精査や運用も重要だと思うのですけれども、もう少しそのところが詳細に見えた方がわかりやすいかなというか、制度としての意味の重要性もまたはっきりするなという印象を受けました。

○学務課長 貴重なご助言ありがとうございます。1つ、この資金管理システムは保健福祉の方と一緒に運用するというので、そのあたりの連携と、あと貧困対策を含めて自立支援ということで保健福祉のセクションの方にその担当を置いて、より連携を深めていこうと。やはりお金を貸して、それだけでは済まない家庭が多いというのはご指摘のとおりだと思いますので、全体的には福祉的な支援、そこに教育が何ができるかという視点での見直しも参考にさせていただきたいと思います。

○会長 ほかにこの対処方針等について、追加のご意見はよろしいですか。

それでは、非常に難しい案件もありますけれども、それは行政の難しさということと評価とはまた違った観点になるかと思えます。外部評価意見並びに区の対処方針についておおむねこの方向で取りまとめていただくことにしたいと思えます。

それでは、担当の方、どうもありがとうございました。

すべての施策事業並びに団体の評価を確認して、大筋においては外部評価意見並びに所管課の対処方針について、おおむねこれで了とするということであったと思いますが、それでよろしゅうございましょうかね。

文章の細部につきましては、先ほど来、担当課並びにそれぞれの委員の方々から若干の補足、訂正等がございましたものですから、それを踏まえて事務局と私の方でまず素案をつくって、それぞれの委員方にご確認をいただいて、外部評価委員会全体の外部評価意見の取りまとめに当たりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題です。外部評価報告書を取りまとめないといけませんものですから、それについての手続き等の概要につきまして担当課長の方からお願いいたします。

○行政管理担当課長 もう先ほど少しご説明してしまいましたので、ご参考にしていただきたいのは、今日席上に参考までに配付させていただいております平成 25 年度の外部評価委員会の報告書です。これの 50 ページ、51 ページに掲載されるイメージです。

ここにいろいろ厳しいご意見をいただいてもおきます。こういったことを踏まえて、翌年度以降、私ども取り入れさせていただけるところは取り入れて努力をしていくという方向のものでございますので、とりあえず今年度行っていただきました外部評価については、この左のページ、資料 3 の上の段のところになります。

それから、右のページの行政評価制度について、こちらにつきましては、現在私どもが実施している行政評価自体についてですね。この内容自体について具体的なご指摘をいただいたり、こういう改善をすればというようなご意見を頂戴するようになっておりますので、ちょっとこちらを参考に、〇〇委員は今回初めてお書きいただくこととなりますので、ほかの委員方は例年同様ということで、もしも何か疑問点等ございましたら、またメール等で担当にご確認いただければと思っております。

それで、先ほど申し上げたとおり、3 月中に発行したいと考えておりますので、3 月 2 日の月曜日までに内容をお書きいただきまして、メールでお送りいただければと思っておりますので、お願いいたします。

その前のページの 48 ページ、49 ページ、こちらにつきましては、会長を中心に、皆様からいただいたご意見を取りまとめまして調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○会長 これはまず制度も含めて、外部評価の総括的なご意見をご自由にお書きいただくということになるかと思えます。よろしゅうございましょうかね。

それでは、次の議題であります、「平成 27 年度の区を取組と行政評価」、システム導入等もありますので、それについて簡単に状況報告ということですね。

○行政管理担当課長 今年度の区を取組といたしまして、昨年、杉並区総合計画・実行計画の改定をいたしまして、今回、冊子となりましたので、皆様のお手元にお配りしております。

今回の改定では、今までは実行計画の中に取り込まれているような形になっておりました協働推進計画、行革につきましても計画化しまして、できるだけ具体的な数値を盛り込みまして、目標を明確にして進捗管理をしっかりと行っていくというような考え方でやっていこうと思っております。

また、実行計画の中にある事業で協働の考え方で進めるものが非常に多いです。それを

再掲のようなイメージになってしまいますが、実行計画のどの施策の中の事業をどのように協働の考え方で進めていくか、その辺がわかるようなひもづきの関連性をつけたような表現をしておりますので、そちらもごらんいただけたらと思います。これを 1 年間企画課としては力を入れてやってきたものでございます。

あとは、もう一つお配りしております区政経営計画書です。こちらは予算の概要でございますけれども、今回は少子高齢社会へのチャレンジ予算ということを銘打ちまして、そういう内容の予算となっておりますので、こちらもごらんいただけたらと思います。

ということで、簡単ではございますけれども、資料については以上でございます。

それから、「行政評価システムの導入について、担当からご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○企画調整担当係長 それでは私から、行政評価システムの導入について、ご説明を申し上げます。

行政評価システム導入に関しましては、現在行っている一連の作業について効率性と正確性を確保していくことを大きな目的として導入をすることになったものでございます。今年度の第 1 回の外部評価委員会でもご説明をさせていただきましたが、内部の事務処理の効率化にターゲットを絞って導入をすることにしているものでございます。

システム開発の委託事業者に関しましては、プロポーザル方式によりまして事業者の選定を行いまして、6 事業者からの提案を受けて、総合得点が最上位であった富士通株式会社を 7 月に選定させていただいております。プロポーザルの実施に当たりましては、行政評価制度は可変性、柔軟性が高いということがこの制度をシステム化するときの 1 つの大きな要件かなというところもございますので、柔軟性が高い提案かどうかといったあたりを重視して事業者の選定に当たったものでございます。

現行の評価作業上の課題と、それがシステム導入後どうなるのかといったことについては、まず、事務局側の事前準備作業のシステム化といったことを挙げております。また、評価表を実際作成する各所管側の評価作業の効率化、さらに、区政経営報告書という決算説明資料に行政評価の評価表が連動しておりますけれども、これに適切に、正確にデータを抽出、反映するといったあたりが課題となっておりますので、その点をこのシステム導入に伴ってより正確にということで考えております。さらに、データベース化による分

析機能の強化については、データを加工して、より有益な分析のツールとしていくといったようなこともこのシステム導入によって実現可能になるかなと思ってございます。

評価対象事業や評価項目などの評価全体の枠組みに関しましては、今までと同様と考えてございます。また、この一連のシステム化に伴って作業の効率化が図られることによって、現場レベルの事務負担の軽減が幾分か図られることを期待しておりますけれども、同時に、やはり評価を作成していくプロセスの中で、例えば外部評価委員の先生からもるご指摘をいただいております指標の設定の適切性の確保ですとか、あるいは評価の内容についてしっかり職場レベルで討議、議論していただく。そういった活性化を図っていくということもこのシステム導入によってしっかり実現をしていければと思っております。

今後の稼働までのスケジュールに関してですが、年度内でシステムの基盤整備部分の構築は完了していく予定でございまして、次年度の評価作業は5月半ばぐらいから始まりますが、その直前に具体的なシステムの操作研修を職員向けに行った上で本稼働、行政評価の 27 年度の作業を開始していくといったスケジュールで考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○会長 今のはご報告ということですが、コメントなりご意見等がございましたら。

○委員 これまでもシステムの導入についていろいろコメントさせていただいて、今現状をご説明いただいたのですが、テクニカルな観点からいうと、例えば評価表のレイアウトが変わったときもすぐ対応できるような形になっているのですか。

○企画調整担当係長 大きなレイアウト変更に関しましてはやはり一定のカスタマイズが必要というような説明を受けておりますけれども、ただ、例えばパラメータの設定はかなり柔軟にできるシステムということでご提示いただいておりますので、例えば評価の項目が変わったとか、評価表上の項目名が変わったとか、そういったことについてはすぐに対応していただけると聞いております。

○委員 ということは、ずっとその業者が入ってくるということですか。要するに、区の中でハンドリングできますかということです。業者がやらなければならないものなのか、区の中で自分たちがここを変えたい、変える必要があると思ったときにすぐに対応できる形なのかということです。

○企画調整担当係長 それについては、かなり区のハンドリングの部分の余地が大きいシ

システムということで説明を受けておりまして、SE 作業でないと変えられない部分は当然あるにはあるのですけれども、かなり事務局側で項目の設定、パラメータの変更などはできると聞いているところがございます。

○委員 27 年度で、一応業者は終わりという形なのですか。

○企画調整担当係長 今、開発業務をやっているという形なので、これは来年度以降の運用保守の契約をどうしていくかということになりますけれども、こちらの考え方としては、引き続き開発の事業者にも運用をお願いしていただければいいかなと考えているところです。

○委員 そうなってくると、コストがかなりかかってくる部分もあるのではないかと。結構このシステムを入れているところは今少ないのですね。減っている状況もあるのです。その要因としてはハンドリングしにくいとか、ずっとお金がかかり続けるとかですね。

これを見ると、区民の皆さんへのメリットが見えなくて、職員の皆さんのためのものみみたいな形で見えるのですね。そこにそれだけ予算をかけていいのかという話もありますし、職場レベルでの活性化の話はやる気の問題なので、職員の皆さんがやろうと思えばこのシステムがなくてもできるし、なるべく区民の皆さんにもメリットがあるような方向で、自分たちのところでできることは自分たちでやる、区のスタンスをしっかりとって対応できる体制で取り組んで、このシステムを有効に活用していただきたいと思います。

○会長 これはどちらかというと〇〇委員がご専門なので、それぞれのプロセスの中でまたお話も承っているのではないかと思います。区の方としてももしそこら辺が可能であれば、より有効な活用に向けて何らかのお知恵も拝借されてはどうかと思います。我々として、外部評価委員会としてコミットメントする話ではなくて、外部評価委員会としてはその行政評価システムについて客観的にご意見を申し上げるというスタンスなのですけれども、せっかくおつけになるわけなので、外部評価委員としてではなくて、〇〇委員個人的なこととしてまたお話を承ってもいいのではないかと思います。どうもありがとうございました。

○委員 評価表のこのスタイルは変わらないのですか。

○行政管理担当課長 今のスタイルのまま見えるような。ただ、入力する項目が今までエクセルのままに入れていたものが、システムですので違うというだけです。

○委員 楽になるとコピー・アンド・ペーストになりやすいので。だから、2つあって、

攻める評価をちゃんと、前向きで訴える評価もきちんとしてほしい。ただ、これは逆に言えば、委員としても削ることばかり、揚げ足を取ることをばかりやってもだめだというのはあちらこちらを見ても感じますし、ふやすところは逆に必要性をがんがん訴えてくださいぐらいのことを言わないと。前年と同じだったらまず守りに走ります。入力作業が楽になる以上、いわゆる P D C A を回すのだから、改善の余地を出せるような評価を積極的にしてくださいというのを説明会のときにやらないと、ひたすら楽になったというだけで済んでしまうと思うのです。

だから、そのところはいわゆる質の向上というか、区民にとっても厳しいことも言ってもいいはずなのですよね。全部客観的な事実を踏まえて、杉並区をよりよくするためにはどうしたらよいのかというような記述をちゃんとしてくれということを最初に説明しておかないと、ただやり方だけの説明ではコピペになる可能性があります。説明会の操作研修のときに行政評価の方向性、作業が楽になるのでこういうことをやってほしいみたいなことを事務局の方で言わないと、易きに流れると思いますので、ぜひ魂を入れた評価になるような仕掛けをしてください。

○会長 まさにそこら辺の説明会なりの、誰が主導するか、区政のどういう位置づけで、誰がトップとしてお話しするかということなのですけれども、そこら辺は余り区政に介入するのは我々の仕事ではないので、トップの意識の問題だと思っておりますので、期待をしたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、最後に。来年度のスケジュール等につきまして。

○行政管理担当課長 6月から7月あたりにまず第1回目を開催させていただきまして、そこで何の評価をしていただくか、皆様にお選びいただくという作業をしていただくと思っております。

10月末から11月の初めに2回、またヒアリングの機会を持たせていただきまして、それで12月の中旬にはまた入札監視ですね。それから、今の時期、1月の終わりから2月の初めぐらいに所管課の対処方針の確認、こういった流れで全5回で進めていきたいと考えております。

また詳細は日程調整をさせていただきながらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○会長 新しいシステムができれば、最初の委員会するときでもいいのですけれども、誰が行政評価システムを入力して、どんなものか、1 回我々にも画面を見せてほしいという気がしますけれども。

○行政管理担当課長 その辺は、今無線 LAN がありますから、できると思いますので。

○会長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、政策経営部長から。

○政策経営部長 では、この外部評価委員会、今年度、今日が最後ということになりますので、一言感謝のご挨拶をさせていただきます。

本日は外部評価のまとめということで、長時間にわたりまして貴重なご審議をいただきましてありがとうございました。昨年も感じたことなのですが、やはり今回もまだまだ道半ばだなというふうに感じました。職員の評価の能力でありますとか、指標の立て方でありますとか、まだまだ課題が多いなということで、率直にそういう実感をいたしました。

26 年度の行政評価委員会につきましては、改めて条例で設置した区長の附属機関ということで 1 年間運営をさせていただきました。いろいろご負担が多かったと思いますし、お忙しい中でいろいろお願いすることも多かったと思いますが、その中でいろいろ貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見につきましては、今後の区政運営に反映させ、必要な見直しがあれば必要な見直しを行い、今後の区民福祉の向上に役立てていきたいと思っております。

改めまして、この 1 年間の皆様方のご尽力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。また来年度も任期がございますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長 では、どうもお疲れさまでした。

— 了 —